



資料3

府食第216号

平成15年10月29日

食品安全委員会委員長 寺田 雅昭 殿

企画専門調査会座長 富永 祐民

平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について（意見）

標記について、企画専門調査会として、別添のとおり、意見を取りまとめましたので、報告します。

平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について（意見）

平成15年10月29日
企画専門調査会

1 食品安全委員会の運営全般について

- ・ 食品安全委員会は、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に従って会議の公開を進めるとともに、議論の過程を国民に知らせることにより、透明性のある運営を進める。
- ・ 食品安全委員会において、客観的かつ中立公正な食品健康影響評価の実績を積み重ねていくことにより、食の安全に対する消費者の不安や不信感の解消に努める。
- ・ 企画、リスクコミュニケーションなどの各専門調査会は、相互に十分な連携を取りながら調査審議を行う。各専門調査会の開催情報は、事前に公表するとともに、各専門委員に周知する。

2 食品健康影響評価について

- ・ 食品安全委員会は、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を実施する。食品健康影響評価は、食品安全基本法に基づきリスク管理機関から要請された事項について実施するだけでなく、国民からの意見や情報のほか、国内外の新たな科学的知見や危害情報の収集・分析により、国民の健康への悪影響が生ずるおそれがあると認められる場合には、食品安全委員会自らの判断により食品健康影響評価を実施する。
- ・ 緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、食品安全委員会においても、当該措置の実施状況やその後の科学的知見について、十分把握するよう努める。
- ・ より説得力を持って評価結果を示すため、定量的に評価結果を示す手法について検討する。
- ・ 新たに開発される食品の安全性評価の手法について早急に検討する。
- ・ 遺伝子組換え食品とアレルギーとの関係について、市販後における人に対する疫学的な調査の実施の可否を含め、消費者の不安を取り除くためにはどのような対応を講じるべきかを検討する。

- ・ 食品健康影響評価の実施に必要な資料について、今後、評価対象ごとに明確化を進め、公表する。
- ・ 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行うべき事項の有無について、定期的に（1ヶ月ごとなど）議論する。

3 意見交換会・広報活動等について

- ・ 産学官と消費者との間のコミュニケーションの促進のためにも、食品安全委員会において、科学的な見地からリスクコミュニケーションを進める。
- ・ 食の安全にかかわり、国民が接触する機会の多い団体との間のコミュニケーションについても推進する。
- ・ より適切に食品安全委員会の見解が国民に伝わるよう、報道関係者との間で意見交換を推進する。
- ・ 食品健康影響評価のガイドラインの作成や個々の評価の実施に当たり、結論を出す前に、原則として国民からの意見募集を行う。
- ・ 食品健康影響評価の実施後速やかに、ホームページにおいて、わかりやすく評価結果を解説したページを公開する。その際、消費者の視点に立った説明を心がけるよう努める。
- ・ ホームページについて、最近特に話題になっている事項等を「トピックス」として掲載するなど、掲載の仕方にメリハリを付けるとともに、できる限り平易な言葉による説明を心がけることにより、一般の消費者にとってわかりやすいものとなるよう工夫する。
- ・ 食品健康影響評価やリスクコミュニケーションの前提となる専門用語について、一般の消費者向けに、わかりやすい解説を作成し、意見交換会において配布したり、ホームページに掲載するなど、その理解の促進に努める。
- ・ 人が多く集まる市役所等の施設でパンフレットを配布するなど、食の安全・安心に対しあまり関心がない方々にも、関心を持っていただき、正しく理解していただくための方策について、十分に検討する。
- ・ 国民にとって身近な地方行政機関との間で、食の安全に関する一層の情報・意見の交換に努める。
- ・ 委員は、意見募集等を通じて出された国民からの生の意見に目を通すよう努める。

- ・ 国民からの質問・意見やそれに対する回答・対応については、よく聞かれる質問に対する回答などの形で、原則として公開するよう努める。
- ・ リスク管理機関の審議会と食品安全委員会との役割分担について、わかりやすく説明する。

4 緊急事態への対応について

- ・ 当面、緊急時対応専門調査会における検討を踏まえ作成された「食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）」に基づき、適切に対応するとともに、より具体的・詳細な対応について検討する。

5 関係行政機関、外国政府及び国際機関との連携について

- ・ 関係行政機関における食品の情報システムとの連携を図る。
- ・ リスク管理機関との間で、相互に連絡窓口を設置し、定期的な意見交換を行うとともに、情報の共有化を進めるなど、緊密な連携を図る。
- ・ 外国政府や主要な関係国際機関との間で、隨時、情報や意見の交換を行うなど、相互に連携を図ることにより、海外における最新の科学的知見の収集・分析に努める。
- ・ 食品安全委員会は、収集した情報に基づき、食品の安全性の確保に関する重要な事項について、必要と判断する場合には、関係行政機関の長に意見を述べる。